

情報提供

那医発第 179 号
令和8年6月9日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗
常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「薬剤関係の通知について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。
☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊／電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 3 6 0 号
令 和 8 年 5 月 2 9 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 稲富 仁

薬剤関係の通知について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の件について、日本医師会および沖縄県保健医療介護部長より薬剤関係通知が届いておりますので、本通知をもってお知らせすると共に、以下に概略を説明申し上げます。

- ① については、超ウラン元素体内除去剤であるアエントリベンタート静注 1055mg 及びジトリベンタートカル静注 1000mg について、使用期限満了による欠品のおそれから、通知に指定された製剤に限っては、印字の使用期限から延長した期限にて取り扱うことが可能となることをお知らせするものです。
- ② については、チルゼパチド製剤の「効能又は効果」が承認されたことに伴い、耐糖能異常等を有するものの、高血圧及び脂質異常症のいずれも有さない患者に対し投与する際の留意事項についてお知らせするものです。
- ③ については、②の通知同様、沖縄県保健医療介護部長からも同様の通知があることをお知らせするものです。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員に対する周知方についてご高配くださいますようお願い申し上げます。

記

No	文書番号	送 送 年 月 日	文 書 名
①	保業第 370 号	R8.5.22	アエントリベンタート静注 1055mg 及びジトリベンタートカル静注 1000mg の有効期間の延長について
②	日医発第 383 号	R8.5.22	チルゼパチド製剤（ゼップバウンド皮下注）の使用にあたっての留意事項について
③	保業第 342 号	R8.5.22	チルゼパチド製剤（ゼップバウンド皮下注）の使用にあたっての留意事項について

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：吉田
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp